

八木中学校における部活動について

1. 活動時間について（南丹市部活動指導指針より）

（1）練習時間

平日は2時間程度。土・日曜日及び祝日に実施する場合は3時間程度。長期休業中の練習もこれに準ずる。

（2）休養日

週あたり土・日を含む2日以上を設定すること。大会や発表会等で土・日曜日の両日とも活動した場合は、他の曜日で確保すること。

2. 本校の指針

（1）休養日設定について

原則、水曜日は部活動なし。

（2）部活動延長について

夏季大会等前では、各部活動の希望があれば、校長の承認により、延長を可能とする。但し、朝練習は実施しない。

（3）服装について

部活動時の服装については、原則として、体操服や部活動ごとに許可した服装とする。

（4）休日の部活動について

ア：休日の部活動の目的

休日の部活動の実施にあたっては、休むことを前提とした上で、『休日しかできない活動』を行うことを目的とする。

イ：連絡体制

休日は学校の電話は留守番対応となっているため、原則としてTetoruを連絡手段とする。

ウ：スポーツドリンク等の扱いについて

休日、平日ともにスポーツドリンク等は制限しない。熱中症予防用のタブレットも同じ。ゴミ等が出ないように指導する。

エ：服装等について

原則は平日の部活動と同じ。部活動によってバッグ、練習着等を揃える場合は各部活動でルールを明確にすること。また保護者にも購入前に説明を行うこと。

3. 入部・転部・退部について

(1) 入部について

ア：基本的な考え方

入部については、学校として部活動入部を強く推奨する。また『3年間継続すること』を前提に、入部する。但し、全入制は行わない。

イ：入部手続き

入部に際しては所定の入部届を提出する。

(2) 転部について

ア：転部の基本的条件

転部を検討する際には以下の条件のいずれかを満たすこととする。

- ・現在所属する部を続けることで心身にマイナスの影響がある。
- ・転部することで生徒の成長が見込める。

※現在所属する部活動の人間関係だけを理由としないようにする。

イ：転部の承認について

転部の意思を生徒が示した場合は、担任は保護者との連携を行い、保護者の了承を確認する。また、転部に際しては、担任（学年団）、現在所属する部活動顧問、転部希望先の顧問の了承を得るものとする。

上記関係者の了承を確認後、部活動担当は管理職への報告を行い、了承を得るものとする。その後、職員全体への報告を行い正式に転部となる。

(3) 退部について

ア：退部の基本的条件

- ・現在所属する部を続けることで心身にマイナスの影響がある。
- ・退部することで生徒の成長が見込める。

※現在所属する部活動の人間関係だけを理由としないようにする。

イ：退部手続き

退部に際し、部活動継続届等を通して、退部の意思が確認された場合、本人、担任、顧問、学年団、そして保護者で協議を行う。部活動担当は管理職への報告を行い、最終的には校長の承認、職員への周知を経て退部となる。

(4) 休部・廃部について

- ・二年連続で入部が0人だった場合、三年生の引退後、休部となる。

※社会体育の団体に所属していることで、当該部活動の活動や大会に参加できない場合は「入部していない」とみなす。

- ・休部の状況で次年度の4月入部が0人の場合、部員の募集を停止し、廃部となる。

(5) その他

部員数が、公式戦に出場できる人数に達していない部活動については、以下の内容について、校長に承認を得て、大会への参加ができるよう努める。

- ① 他校との合同チームで出場する。
- ② 他部活動に所属、もしくは未所属の在校生から参加者を募る。
- ③ 南船大会のみ、以下のすべての条件を満たした仮入部一年生ついて参加することを認める。
 - ・その競技の経験者であり、部活動の入部を決定している者であること。
 - ・本人が大会への参加に前向きであること。
 - ・参加する生徒の保護者に対して、大会参加に係る怪我のリスクや送迎、昼食の準備等に関して、了承を得ていること。

4. 部活動部長会について

(1) 部活動部長会の役割

自律的な部活動を実現するため生徒会の中に部活動部長会を設置する。部活動部長会には代表を置く。

(2) 部活動部長会の機能

ア：自律的な部活動実現のための課題共有と意見交換

イ：下校点検の実施と管理

【下校点検に係る確認事項】

違反は以下の通りである。

- ・チャイム鳴り始め以降に校門、通用門を通る。
- ・完全下校後、5分を経過しても校門付近にいる。

※下校マナーについても指導する。

※部活動部長会において下校違反は部活動部長会で報告され、該当部活動はミーティングにおいて再発防止に努める。

5. 過年度卒業生及び引退した3年生の部活動参加について

(1) 過年度生の部活動参加について

ア：過年度卒業生が部活動に参加する場合は、事前に（遅くとも前日までに）管理職へ報告すること。

イ：参加人数等は制限しないが、常識的な範囲内とすること。また学校敷地内でのマナーについても顧問は責任を持つこと。

※新型コロナウイルス等により教育委員会から部活動運営に係る制限が出た場合は別。

(2) 引退した3年生の部活動参加について

ア：原則として受検において、実技試験等が課され、部活動に参加する必要性が認められる生徒とする。

※生徒から参加希望があった場合は、その都度3年学年団と関係者で協議する。

イ：進路決定から修了式までは以下の場合とする。

項目	内容
対象生徒	高等学校に入学する際に『部活動継続』を前提とした受検をしている生徒 ・スポーツ専攻 ・A2他
対象期間	進路決定後
対象日	休日
その他	中学校における部活動参加のルールを遵守すること。

ウ：3年生との交流試合は原則として、公立中期選抜試験以降に設定することが望ましい。それ以外の日程を希望する場合は、関係者で協議し、職員の同意を経て決定する。

※春休み中の3年生の参加は認めている。但し、部活動顧問の了承を得ること。

6. 部活動計画のホームページでの公開について

家庭及び地域等の連携の観点から部活動計画の公開を実施している。各顧問は毎月23日までに翌月の予定を指示された手順で実施すること。また計画に変更が生じた場合は、生徒及び保護者に速やかに伝えること。